

令和4年度

第12回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月7日(火) 午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	×	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 13名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 財前和洋委員
河野秀行委員 尾上慎一委員 内田津芳委員 田中健市委員 羽矢勝幸委員
早田彰臣委員 平田富和委員 板井伸博委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋 総括主幹 伊藤 康輔
真玉分室長 植田 克己 香々地分室長 船木 靖幸

会議に付した事件

- 議案第82号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第84号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第85号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第86号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第87号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第88号 非農地証明願いについて
- 議案第89号 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について
- 議案第90号 下段面積(別段の面積)の廃止について
- 議案第91号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
- 議案第92号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和4年度第12回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。コロナ禍も最近では少し減少してきておりますが、まだ予断はできません。私には花粉症の季節が到来しまして、この時期は大変です。 さて、市議会議員の選挙も終わり、次は県会議員と県知事選挙があり、4年に一度の選挙戦の火ぶたが切られております。 我々、農業者にとって、農業にあまり関心を示さない議員さんや先生方が多いように見受けられます。我々の力で、関心を持つように頑張りましょう。 それから皆さん方へお願いがございます。現在、 さんが将来を見込んで試験策とし、市内に10アール程度の農地を3か所確保し、4月中旬にバイオ燃料としてのエリアンサス栽培の計画がございます。そこで、農業委員で作付けから管理まで協力して行っていきたいとのお願いです。のちほど事務局から作業工程などが示されると思いますのでお知らせいたします。 それでは、座って進行させていただきます。 ただいまから、令和4年度第12回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、8番：野間保廣委員及び9番：宗一則委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さん方のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第82号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第82号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、

次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1ページからです。

申請番号 72 番、所在が■■■字■■■番、地目は畑、面積が 5,950 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 73 番、所在が■■■字■■■番、地目は田、面積が 69 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 74 番、所在が■■■字■■■番、地目は田、面積が 748 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 75 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が 4,922 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 76 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が 1,920 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 77 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が 4,388 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 78 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が 1,138 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

はい。河野委員。

3 番：
河野委員

75 番から 78 番については、■■■の■■■という所在となっているんですが、これは圃場整備との兼ね合いはあるんですかね。終わった後の売買なのか、圃場整備途中なのか、お聞きします。

議 長

はい。事務局。

事務局	■■■■の圃場整備事業に係る田んぼすべてです。これは換地前の地番と面積になっていまして、ここで以前は牧草を育てていらっしゃったんですが、圃場整備にともなってみんな水田にするということで、水田をつくる農家さんに分けるということで売買が成立するということになります。
議長	そのほか、ないですか。 (ありませんの声)
議長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 83 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 83 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページからをご覧ください。 申請番号 10 番、申請地は、■■■■字■■■■番で地目が田、面積が 562 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。 転用目的は植林用地です。 ■■■■の■■■■の北、約 ■■■■m の場所に位置し、周囲を■■■■及び■■■■に接しています。 利用計画についてですが、申請地にクヌギを植林したいとのことです。 盛土はせず、現状のまま植林するとのことで、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。また、周辺に農地はないため、周囲の営農に問題はありません。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、苗木代として ■■■■円を見込んでおり、費用額を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可日から令和 5 年 6 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当します。以上、提案します。

議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号 10 番につきまして、財前和洋推進委員から意見ををお願いします。
財前和洋 推進委員	先日、事務局と一緒に現地を確認して参りました。ただいまの説明のとおり、特に問題はないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、7 番：河野委員から意見があればをお願いします。
7 番： 河野委員	私も一緒に現地確認に行きました。いま、財前推進委員が言ったとおりでございます。別に問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 84 号農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 84 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページからです。 申請番号 26 番、申請地は、 字 番の田、面積 358 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は、第 1 種低層住居専用地域に該当します。 転用の目的は調整池用地です。 小学校の南、約 m に位置し、北と東を 、南と西側は 、西側は に接しています。 申請者は大分市の不動産会社で、申請地の北側の土地で宅地分譲を行っています。 この分譲地の検査時に、中津土木事務所から、南側隣接地の排水を処理するようにと指摘があったとのことで、申請地を調整池としてオーバーフロー

した雨水等を西側側溝に排水するよう整備したいとのことです。

現地は、申請地から南側に行くほど高くなっており、南側の遊休農地や斜面から雨水や湧水が流入して、申請地内は常時ため池状態になっています。

水路に排水するため、約 0.6m の盛土を行う計画で、調整池外周はコンクリート舗装し、危険防止のためフェンスを新設するとのことで、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

周囲の里道については、払い下げを受けるため、豊後高田市と協議しています。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と造成工事費として 〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて自己資金でまかなう計画で、事業費を超える残高が記載された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和 5 年 4 月 28 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号 27 番です。申請地は、〇〇 字 〇〇 番 〇 外 〇 筆、地目は田、合計面積 25,101.43 m² の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は、第 1 種中高層住居専用地域に該当します。

転用の目的は道路及び小学校用地です。

〇〇〇〇 小学校の南側に位置し、北に 〇〇〇〇、東側は 〇〇〇〇、南と西側は 〇〇〇〇 に接しています。

申請者は豊後高田市で、申請地と隣接する市有地等や事業計画内の里道と水路を併せた、事業面積 26,296.83 m² の土地に、市道新設と小学校のグラウンド等の整備を計画しています。

計画地が乗り入れ道路より低いため、約 1 m の盛土を行う計画で、盛土部外周には土留め擁壁を設置するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水は、自然浸透のほか新設する側溝に排水する計画です。

エリア内の里道及び水路については、管理している市耕地林業課と取扱いについて協議しています。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

本件については、去る 2 月 27 日に役員会を開き、市の担当者同席の上、現地確認と事前審議を行っています。

3,000 m² を超える転用案件については、大分県農業会議の常設審議委員会

	の意見を聴取することになっていますので、本総会の審議結果を踏まえ常設審議委員会の意見を聴取します。 また、2ヘクタールを超える転用案件については、大分県の許可になりますので、大分県農業会議の答申が届き次第、許可権者である県知事へ、常設審議委員会の意見を附して、本総会の審議結果を提出します。 転用に要する費用は、土地取得費と造成工事費として 〇〇〇〇 円を見込んでおり、令和5年度豊後高田市歳出予算に計上済である旨の証明書、及び豊後高田市土地開発基金現在高証明書が添付されています。 工事期間は、許可後から令和10年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号26番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	去る2月27日、私と中野委員と事務局とで現地の確認に行きました。別に問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	先程事務局と永野委員から報告があったとおり、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号27番につきましては、3,000㎡の転用案件でありますので、去る2月27日に現地確認と役員会を開催し、事前審議を行いましたので、役員会の議長であります河野利治副会長から役員会の報告をお願いします。
副会長 3 番： 河野委員	私から役員会の報告をします。27番の案件につきましては、先ほどから言われているように、3,000㎡以上の転用案件でありますので、去る2月27日に役員会を開催し、地元来縄の農地利用最適化推進委員並びに農業委員と申請者であります教育委員会教育総務課の出席を求めまして、現地確認ならびに事前審議を行いました。新型コロナウイルス感染防止のため、現地確認の際に質疑を行い、事前審議をするということで了解をいただきました。 現地確認では、土地の利用計画や水利についての説明がありました。現地で委員から出された主な質疑について説明したいと思います。 まず、道路の計画予定についてどうなっているのかですが、今後、少子化

	が進む中で運動場はこんなに必要なのか、また道路はどのように活用するのか、もう少し埋め土をして将来的に地域の避難所として活用できないか、などの質問がありました。申請者からは道路部分については、今回の申請部分は国道まで抜ける計画であること、また、運動場の必要性については、いろんなスポーツを共有で利用しており不足していたため、ここ数年は出生数が増加している点などの説明がありました。 表土については建設課と相談しながら、今後、必要とする事業などに提供すること、避難所は現段階では予定していないが、将来的には防災面で検討されるのではないかなどの返答がありました。 なお、本件に関しましては地元[]の永野推進委員と中野農業委員からは、提案について、特に問題はないとの意見をいただきました。 よって、審議の結果、役員会の意見としては、本案件は、農地法の転用許可基準を満たしていると判断されますことから、許可相当であるとの意見に決しました。以上で、役員会の審議結果の報告を終わりたいと思います。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 85 号、農用地利用集積計画による所有権移転（案）についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 85 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 8 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 26 番、所在が[]字[]番、地目が畑、面積が 1,148 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が[]の[]さんです。 申請番号 27 番、所在が[]字[]番、地目が田、面積が 1,782 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が[]の[]さんです。 申請番号 28 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目が田と畑、合計面積が 2,514 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が[]の[]さんです。 大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により地域の担い手へ売却す

	るものです。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 86 号、農用地利用集積計画による貸借権設定（案）についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 86 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 17 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 38,880 m²、畑の面積が 50,279 m²の合計面積が 89,159 m²で、利用権を設定する農家数 24 戸、利用権の設定等を受ける農家数 14 戸で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 72,780 m²、使用貸借に係る面積 16,379 m²です。 詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 87 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 87 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります、別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 12 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

	別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 6,718 m²の貸し付けが示されています。 2 ページ目で、借受者、[]さんに面積が 991 m²の貸し付けが示されています。 3 ページ目で、借受者、[]に[]件の合計面積が 7,005 m²の貸し付けが示されています。 4 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 5,004 m²の貸し付けが示されています。 5 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 4,812 m²の貸し付けが示されています。 6 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 10,262 m²の貸し付けが示されています。 7 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 5,767 m²の貸し付けが示されています。 8 ページ目で、借受者、[]さんに[]件の合計面積が 4,983 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 88 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案いたします。
事務局	議案第 88 号、非農地証明願についてです。 議案書 19 ページからをご覧ください。 申請番号 49 番、所在が[]字[]番[]外[]筆で、地目は畑、合計面積 473 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、平成 10 年頃に観賞用の桜を植えてしまい山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

	最初に、申請番号 49 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願いします。
早田彰臣 推進委員	はい。いま、事務局から説明がありましたとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、6 番： 神田委員からも意見があればお願いします。
6 番： 神田委員	事務局、推進委員のいうとおり、問題はないと思われます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、 これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に、議案第 89 号、農地所有適格法人に関する要件適格届出書についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地所有適格法人に関する要件適格届出書についてでございます。 農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人に関する要件適格届出書の提出がありましたので意見を求めます。20 ページになります。 届出のありました農地所有適格法人は、 XXXXXXXXXX です。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります、別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件をすべて満たしております。 以上です。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、原案のとおり、認めることにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することにし

	ました。 次に、議案第 90 号、下限面積（別段の面積）の廃止についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 90 号、下限面積の廃止について報告します。 農地法の一部改正により、本年 4 月 1 日から農地等の権利取得に当たっての下限面積要件が廃止されますので、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により定めていた下限面積（別段面積）を廃止したいので意見を求めます。21 ページになります。 はじめに、農地法施行規則第 17 条第 1 項ですが、これは旧真玉町、香々地町のエリアについて、3,000 ㎡以上の下限面積を設定していますが、これを廃止するものです。 農地法施行規則第 17 条第 2 項ですが、これは空き家バンクに付随する遊休農地について、これまで個別に別段の面積として設定したものを廃止するものです。 いずれも、法の改正にあわせ、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止します。 以上です。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	なければ、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案が原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 91 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 91 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてです。農業委員会法第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により指針を定め、公表を行う事となっております。指針につきましては、平成 30 年 3 月に制定しておりますが、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法において改正が必要となったため、別紙のとおり、提案するものであります。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	なければ、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 92 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 92 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてです。議案書の別紙をご覧ください。 こちらは農林水産省の経営局長通知に基づいて行うものでありまして、農業委員会は当該年度の活動に対する目標を 3 月末までに設定し、これらの目標案をホームページにより 4 月末までに公表し、国に報告することとなっていることから、その内容について意見を求めるものであります。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	なければ、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。続きまして、報告事項に入ります。 報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり、通知がありましたので報告します。24 ページからになります。 届出番号 34 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑で、面積が 1,351 m²、貸人が■■■■の■■■■さんで、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。 届出番号 35 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が田で、面積が 2,172 m²、貸人が■■■■の■■■■さんで、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。 届出番号 36 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑で、面積が 3,280 m²、貸人が■■■■の■■■■さんで、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。 届出番号 37 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目が田で、合

	計面積が 4,260 m²、貸人が [] の [] さんで、借人が [] の [] さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。 以上です。
議 長	この件について、ご質問などはありませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項（２）農業用施設の届出について、事務局から報告します。
事務局	報告事項（２）農業用施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。26 ページになります。 施設番号 6、所有者は [] の [] さんで、[] 字 [] 番 [] の田に施設面積 40 m²の農業用進入路を整備したいとのことです。 施設番号 7、所有者は [] の [] さんで、[] 字 [] 番 [] の畑に施設面積 39.28 m²の農業用倉庫を建築したいとのことです。 以上です。
議 長	この件について、ご質問などはありませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和 4 年度豊後高田市農業委員会第 12 回総会を閉会します。お疲れ様でした。 その他、事務局より事務連絡などがあればお願いします。 その他の事項（別紙配布） (令和 4 年度委員報酬の支払いについて) (3 月分活動記録簿の書類提出について) (令和 5 年度総会等年間予定表について) (市報の掲載について) (次回（令和 5 年度：第 1 回）総会について) 午前 10 時 49 分 令和 5 年 3 月 7 日